

任意継続用

被扶養者の認定申請に必要な添付書類一覧

○印は必須書類、△印は原則不要だが健保が必要と判断した場合は添付

申告内容	増える(=申請対象者)または減る家族の続柄	減る家族の保険証	任意継続用健康保険被扶養者(異動)届<健保所定用紙>	世帯全員の住民票<市区町村発行> ※1	戸籍謄本<市区町村発行> ※2	・移行時… ・保険証返却 ・新規加入者… ・脱退証明書 ・保険証コピー等 ※3	任意継続用状況確認書<健保所定用紙>	所得証明書<市区町村発行> ※4	収入の有無の証明書類	別居の場合任意継続用仕送り明細書<健保所定用紙>と送金証明 ※6・7	備考	
扶養継続/家族が増える時	配偶者	-	○	○	△	○	○	○	○	○	○ ※6.7	<保険料について>任意継続移行時には、事前に国保の保険料と比較した上でご申請ください。
	子供	出生児	-	○	○	△	-	-	-	-	○	
		18歳未満	-	○	○	△	○	-	-	-	○	
		18歳以上 18歳未満で働いている場合は18歳以上と同様	-	○	○	△	○	○	○	○	○ ※6.7	
その他(三親等内の親族)	-	○	○	○	○	○	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○ ※6.7		
家族が減る時	全員	○	○	・就職先等で他健保加入の場合⇒「加入証明書」または、「加入先保険証のコピー」 ※国保に加入される場合は、先にヤマハ健保の脱退手続きが必要。 ・失業給付受給開始の場合⇒「雇用保険受給資格者証のコピー」 ・年金受給開始の場合⇒「年金改定通知書のコピー」								

※1 世帯主との続柄、戸籍筆頭者を省略していない世帯全員の住民票を添付。市区町村発行の証明書は、直近3か月以内に発行されたものを添付。

※2 世帯全員の住民票で、被保険者と継続する家族や増える家族(=申請対象者)の続柄が確認できない場合に添付。別居の場合は必ず添付のこと。

※3 既に他健保組合を脱退された方は、脱退証明書(資格喪失証明書)、国保加入者は保険証のコピーを添付。

※4 所得証明書は1月1日現在に住民票のあった市町村で取得。「前年1月～12月分」までの1年間の収入が記載されます。

※5 継続する家族または増える家族が妻子以外の場合には、「生活実態調査書」(健保所定用紙)を添付。

※6 別居の場合、送金事実の証明として、「任意継続用仕送り明細書」(健保所定用紙)と過去3か月の実績(通帳のコピー)または

「定額自動送金依頼書」のコピー(手渡しは不可、銀行受付印)を添付。

※7 入院など一時的な別居の場合は、仕送り明細書と送金証明の添付は不要。

収入の有無の証明書類

収入の内容	現在収入のない方	現在収入のある方	備考
各種年金	請求中の場合は、見込み額で判定	直近の ・「改定通知書(葉書のコピー)」か ・「振込通知書(葉書のコピー)」	年金等とは・・・ 老齢年金、遺族年金、障害年金、企業年金、 農業者年金等 ※退職金を年金にて受給している場合も含む
給与収入について	現在は収入無しであっても、「所得証明書」の「給与」欄に金額記載があれば、下記雇用保険の欄にある書類添付が必要	アルバイト又はパート等収入有の方 「雇用証明書」(健保所定用紙)を添付	
自営業・不動産・農業等の収入について	廃業(耕)で申告の場合 → 廃業(耕)届既に提出済みの方は不要	・直近1年分の「確定申告書」(新規認定時、直近3年分) ・「収支内訳書」・「納税証明書その2(「確定申告書」に税務署印のある場合は不要)」各コピー ・確定申告していない場合は「市(町)県民税申告書」のコピー	「収支内訳書」の「収入金額」から健保が認める「直接的経費」を差し引き、収入を計算します。税務申告上の科目を判断の基本としますが、内容を審査し、必要に応じて説明を求めた上で総合的に認定可否を判断します。夏の状況調査で過去の書類を既に提出されている場合、添付は不要。
雇用保険失業給付受給について	未加入 ★印の書類の発行に時間がかかる場合は、健保所定の誓約書にて暫定認定します。但し、後日★印の書類コピーの提出が必須。	「退職証明書」(健保所定用紙)または雇用保険未加入及び退職の事実がわかるもの(退職時源泉徴収票等のコピー) 受給中 「受給資格者証」のコピー 基本手当日額が3,612円(60歳以上及び障害厚生年金の受給要件に該当する方は、5,000円)未満の方が対象	失業給付の受給を開始した場合には、速やかに「被扶養者(異動)届(減)」(健保所定用紙)を提出のこと
傷病手当金・休業補償等		「決定通知書(コピー)」等 基本手当日額が3,612円(60歳以上及び障害厚生年金の受給要件に該当する方は5,000円)未満の方が対象	
その他		その他継続性のある収入のある場合は、証明できるものを提出	例:株配当金の場合…直近1年分の確定申告書
無職無収入者	現在無職無収入であっても、「所得証明書」で所得がある場合は、上記のいずれかの書類が必要 ・60歳未満の方及び60歳以上で年金を受給していない方は「理由書」(健保所定用紙)のC項を記入し、提出のこと ・在学証明書(原本)または学生証コピー ・海外留学の方は「理由書」(健保所定用紙)に在学証明書を添付 ※9 ・身体障害者「身体障害者手帳(コピー)」等		※所得証明書で所得がある場合、勤労学生は、無職無収入には該当しないので、「雇用証明書」(健保所定用紙)が必要

※8 任意継続に移行される前に、「離職票1、2」のコピーで認定された方で、任意継続加入中に4年を経過しても失業給付を受給しなかった場合は、受給無の確認の調査を実施します。

その際「離職票1、2」または「受給資格者証」(原本)を健保に提示することになりますので、大切に保管すること。

※9 ワーキングホリデー等、就労ビザでの留学は、「学生以外」として取り扱う。

◎ ご提出いただいた添付書類だけでは「扶養実態が把握できない」と健保が判断した場合には、この他にも実態を証明する書類の提出を求める事もありますので、予めご了承ください。